



答申第18号

平成14年11月21日

大阪府知事
太田房江様

大阪府環境審議会長 南



循環型社会形成に向けた「大阪環境都市条例（仮称）」の
基本的考え方について（答申）

平成14年3月28日付け環整第810号で諮問のあった標記
について、別添のとおり答申します。

循環型社会形成に向けた条例の 「基本的な考え方」について

平成14年11月

大阪府環境審議会

はじめに

平成14年3月28日付けで、大阪府知事から大阪府環境審議会に循環型社会形成に向けた「大阪環境都市条例（仮称）」の基本的考え方について諮詢され、条例検討部会においては、環境への負荷ができる限り低減される循環型社会の形成に向けて幅広く審議し、審議結果をとりまとめたものである。

目 次

第1編 循環型社会形成に向けた施策のあり方	1
第2編 条例に盛り込むべき内容	2
第1章 総則	2
1 循環型社会の定義及び条例の基本理念について	2
2 条例の目的について	2
3 条例の名称について	2
4 府、事業者、府民の責務について	3
第2章 循環型社会の形成に向けて講じるべき施策について	5
1 基本指針の策定について	5
2 循環型社会の形成に向けての率先行動について	5
3 教育・学習及び広報の充実について	5
4-① リサイクル製品の認定について	5
4-② 再生品の調達について	6
5 民間団体などの自主活動への支援について	6
6 リサイクル技術の支援について	6
第3章 廃棄物の発生抑制と適正処理の推進について	7
1 廃棄物の減量対策について	7
2 廃棄物の減量等の推進体制について	7
3 優良処理業者の育成について	7
4 産業廃棄物管理責任者制度の創設について	7
5 産業廃棄物保管施設に対する対策について	8
6-① 土地所有者の責務について	8
6-② 不適正処理が行われた土地所有者の原状回復及び 支援措置について	9
7 生産者の原状回復等への参画について	9

第4章 地域の環境美化について	10
1 地域の環境美化について	10
第5章 その他	10
1 産業廃棄物の施設整備に関する配慮事項について	10
2 報告徴収及び立入検査並びに勧告について	11
3 行政処分の公表について	11
4 罰則について	11

《参考資料》

1 府内の廃棄物の状況	12
2 府民意見募集の結果	15

《参考》

1 審議経過	20
2 条例検討部会委員名簿	21

第1編 循環型社会形成に向けた施策のあり方

- 大阪府においては、豊かな環境の保全及び創造に関する施策の基本となる事項を定めた大阪府環境基本条例が制定され、また、基本条例の理念にのっとった大阪府生活環境の保全等に関する条例などが整備されてきた。
- 近年、大量生産、大量消費、大量廃棄型の経済社会システムを脱却し、ライフスタイルや企業の経済活動を変革して、持続可能な循環型社会を形成することが強く求められてきている。
国においては、廃棄物対策とリサイクル対策を総合的、計画的に推進していくため、平成12年度、循環型社会形成推進基本法が制定され、また、これを受けて廃棄物の減量化の推進、適正処理のための規制強化など循環型社会の実現に向けて廃棄物処理法の改正、リサイクル関連諸法の整備がなされるなど、循環型社会の形成に向けた取組みが進められている。
- 大阪府域においても、大量の廃棄物が排出されるとともに、美観を損ねる不法投棄等廃棄物の不適正処理は後を絶たない状況にあり、リサイクル率についても全国の平均に比べ低い状況にある。
- これらの問題の解決のためには、現在の生活様式や行動を府民一人ひとりが見直し、府民、事業者、民間団体や行政が適切な役割分担とパートナーシップのもとで一丸となって廃棄物の減量化・リサイクルの推進、不適正処理の撲滅等に関する取組みを進めていく必要がある。
- このため、持続的な発展が可能な循環型社会をめざすという観点を柱とする「大阪21世紀の環境総合計画」を受けて、喫緊の課題である廃棄物の減量化・リサイクル対策、また、廃棄物の不適正処理対策について、これまで要綱、指針等により行政指導を行ってきた事項も含め、体系的に推進する新たな条例の制定が必要である。

第2編 条例に盛り込むべき内容

第1章 総則

1 循環型社会の定義及び条例の基本理念について

- 廃棄物の減量化・リサイクルの推進、不法投棄の撲滅など不適正処理の防止等に関する取組を進めるため、自主的な活動を促進するなど、天然資源の消費が抑制され、環境への負荷ができる限り低減される循環型社会を形成し、大阪を魅力あるきれいな環境都市とするための仕組みづくりのひとつとして条例の制定を目指す。

2 条例の目的について

- 大阪府環境基本条例の理念にのっとり、循環型社会の形成を図り現在及び将来の府民の健康で文化的な生活の確保に資する。
- 廃棄物の発生抑制等を推進し、再使用、再生利用を促進するとともに、不法投棄の撲滅など不適正処理の防止を図り、その適正な処理が行われるよう、
 - ・ 府民、事業者及び府の責務を明らかにすること
 - ・ 必要な事項を定めることを規定する。

3 条例の名称について

- 廃棄物の減量化・リサイクルの推進、不法投棄の撲滅など不適正処理の防止を図り、循環型社会を形成し、大阪を魅力ある環境都市とするための条例としてふさわしい名称とする。
 - ・ 大阪府循環型社会推進条例

4 府、事業者、府民の責務について

- 循環型社会の形成を推進するには、地域社会を構成する府民、事業者、民間団体、行政など、すべての主体がその責任と能力に応じて、協働しながら自主的、積極的に取り組むことが必要である。

① 府の責務

- 府は、循環型社会の形成に関する総合的な施策の推進に努める。
- 府は、これらの施策の実施に際しては、率先して循環型社会の形成のために必要な措置を講ずる。
- 府は、これらの施策の実施に際しては、国の施策との整合を図るとともに、市町村との連携及び市町村間の広域的な連携・調整に努める。

② 事業者の責務

- 事業者は、循環型社会の形成に向けて、廃棄物の発生抑制、再使用、再生利用の推進、適正処理を行うものとする。
 - ・ 生産者が、その製品が使用され、廃棄された後においても、一定の責任を負うという拡大生産者責任の観点から、リサイクル・適正処理しやすい製品づくり、再生材料の利用、部品等のリユース、製品に材質や成分の表示、生産者自らの引き取り等の循環的な利用に努める。
 - ・ 廃棄物の減量及び環境の保全に配慮した商品の流通・販売に努める。
 - ・ 製品の長寿命化、修理等により廃棄物の発生の抑制に努める。
- 事業者は、府及び市町村が実施する施策に協力する。

③ 府民の責務

- 府民は、大量生産、大量消費、大量廃棄型の社会システムから天然資源の消費を抑制し、環境への負荷ができる限り低減される循環型社会への転換が求められていることに鑑み、廃棄物の発生を抑制し、資源の有効な利用の推進を行うものとする。
 - ・廃棄物の減量及び環境の保全に配慮した商品の選択・活用に努める。
 - ・製品の長期使用、再使用などにより廃棄物の発生の抑制に努める。
 - ・市町村が設定する分別収集区分による分別排出に努める。
- 府民は、府及び市町村が実施する施策に協力する。

第2章 循環型社会の形成に向けて講じるべき施策について

1 基本指針の策定について

- 府は、循環型社会の形成を推進していくための基本指針を策定し、公表する。

2 循環型社会の形成に向けての率先行動について

- 府は、あらゆる施策の実施に際し、自ら率先して循環型社会の形成のために必要な環境への配慮を行う。

3 教育・学習及び広報の充実について

- 府は、家庭、学校、地域における循環型社会の形成に向けた活動を促進するため、教育及び学習の振興並びに広報活動の充実に必要な措置を講ずる。

4-① リサイクル製品の認定について

- 府は、府内のリサイクルに関する産業の育成及びリサイクルの取組を促進するため、廃棄物の減量化・リサイクルの推進に資すると認める再生品を「大阪府リサイクル製品」として認定する。

4-② 再生品の調達について

- 府は、再生品の利用促進に特に寄与するものとして、再生品の調達の推進に関する方針を毎年度定め、調達を行うものとする。
- 府は、再生品の調達実績を毎年度、公表する。
- 府は、事業者や府民において、再生品の購入が促進されるよう、効果的な普及啓発に努める。

5 民間団体などの自主活動への支援について

- 府は、事業者、府民又は民間団体が自主的に行う廃棄物の発生の抑制のための活動、循環資源の回収活動、循環資源の譲渡又は交換のための活動、環境マネジメントシステムの取組、その他の循環型社会の形成に関する活動が促進されるよう、情報の提供その他の必要な支援を行なうものとする。

6 リサイクル技術の支援について

- 府は、府内のリサイクルに関連する産業の育成及びリサイクルの取組を促進するため、廃棄物の減量化及びリサイクルを推進する技術開発を奨励するとともに、大学等の研究機関と連携し、事業者等の行う技術開発への支援及び技術情報の提供等の措置を講ずる。

第3章 廃棄物の発生抑制と適正処理の推進について

1 廃棄物の減量対策について

- 府は、府、市町村、事業者及び府民がそれぞれの役割に応じて廃棄物の減量その他その適正な処理を行うことを促進するための行動指針を作成し普及啓発に努めるなど必要な措置を講ずる。
- 府は、事業者が排出する廃棄物を別の事業の原料として活用するなど全体として廃棄物の最終処分量を〔ゼロ〕に近づけようとする取組を促進する。

2 廃棄物の減量等の推進体制について

- 府は、廃棄物の減量及び資源の有効な利用の推進を図るため、市町村、事業者団体、民間団体等で構成する推進体制を整備する。

3 優良処理業者の育成について

- 府は、産業廃棄物の適正処理を推進するため、優良な産業廃棄物処理業者の育成を行うものとする。

4 産業廃棄物管理責任者制度の創設について

- 産業廃棄物を排出する事業者は、産業廃棄物の減量化及び適正な処理を図るため、産業廃棄物管理責任者を選任しなければならない。
 - ①対象は、電気・ガス・熱供給・水道業、建設業及び製造業とする。
 - ②役割・内容は、責任を持って適正処理のための契約やマニフェストの履行を行うこと、社員教育や啓発を行うこと及び廃棄物減量化対策を行うこととする。
 - ③各事業場において、産業廃棄物管理責任者の氏名等を掲示するこ

ととする。

5 産業廃棄物保管施設に対する対策について

- 事業者が自ら排出した産業廃棄物の保管を行う場合、事業者は当該土地の適正管理に関する書類を添えて、府に届出を行うものとする。なお、産業廃棄物の発生場所で保管する場合は除く。
 - ① 対象は、建設業・解体業とし、一定規模以下を除くこととする。
 - ② 提出書類は及び掲示方法などは、別に定める必要がある。
- 事業者は、産業廃棄物の保管等に関する管理記録台帳を作成し必要事項を記載し保管するとともに、別に定める内容を記した掲示板を設置しなければならない。
- 府は、届出内容が基準に適合しないおそれのあるときは計画の変更を命じることができるものとする。
- 府は、産業廃棄物の搬入が継続されることにより、法で定める基準に違反するおそれがあると認めるときは、事業者に対し産業廃棄物の搬入一時停止を命じることができる。

6-① 土地所有者の責務について

- 土地所有者等は、産業廃棄物の不適正処理が行われないように土地の適正管理を行わなければならない。
- 土地所有者等は、当該土地において不適正処理が行われたことを知ったときは、速やかにその旨を通報しなければならない。
- 土地所有者等は、府が行う当該廃棄物の不適正処理の状況調査などに協力しなければならない。

6 一② 不適正処理が行われた土地所有者の原状回復及び支援措置について

- 土地所有者等は、当該土地の賃借人が産業廃棄物の不適正処理を行った場合には、自ら契約を解除することや、侵入防止柵を設置することなどにより、被害拡大防止対策を講じるものとする。
- 府は、不適正処理された産業廃棄物により、周辺の生活環境保全上の支障が生じ、またはそのおそれが生じた場合、かつ賃借人等の行為者及び当該産業廃棄物の排出事業者が原状回復を行わないときには、土地所有者等に対し、必要な原状回復措置を講じるよう命じることができる。
- 府は、産業廃棄物の適正処理の推進を支援するために、不適正処理事案の原状回復への支援等の事業を実施する法人として、府内の民法に規定する公益法人の中から指定できるものとする。

7 生産者の原状回復等への参画について

- 産業廃棄物の不法投棄が行われ、当該不法投棄物の適正処理が困難な場合には、当該製品等を生産した者は、不法投棄物の撤去等に関して、必要な技術的支援を行うものとする。

第4章 地域の環境美化について

1 地域の環境美化について

- 何人も、公共の場（道路、公園、河川、海岸、広場その他公共の用に供する場所をいう。）においては自らのごみを持ち帰るなど、地域の環境美化に配慮して行動するよう努めるものとする。
- 府民は、空き缶、たばこの吸殻などのポイ捨てによるごみの散乱を防止し、自主的に清掃活動を行うなど、地域の環境美化に努める。
- 府は、市町村と連携して、公の施設の適正な管理、教育、学習及び啓発の推進などを通じて、ごみの散乱防止その他の地域の環境美化に努めるものとする。
 - ・ 府は、環境美化促進について府民の関心と理解を深めるために、市町村と連携して環境美化府民行動を推進する。

第5章 その他

1 産業廃棄物の施設整備に関する配慮事項について

- 産業廃棄物処理業者であって、産業廃棄物処理施設等を設置し又は変更しようとする者は、事業計画書とともに、関係住民に対する説明会の開催に関する事項、その他必要事項を定めた周知計画書を府に提出する。
- 事業者は、関係住民に対し、事業計画書を広告・縦覧するとともに、説明会を開催する。
- 事業計画について、生活環境保全上の意見を有する関係住民は、当該意見を記載した書面を事業者に提出することができる。事業者は関係住民の意見に対して見解を示すとともに、必要に応じて修正事業計画書を府に提出する。
- 府は、必要に応じて、学識経験者等第三者で構成する委員会において、生活環境保全上の意見を求めることができる。

- 事業者は、施設整備後において、関係住民から意見が出された場合、当該意見に対して見解を示し、これを府に報告する。

2 報告徴収及び立入検査並びに勧告について

- 府は、事業者又は産業廃棄物の収集、運搬若しくは処分を業とする者に対し、報告の徴収及び立入検査を行うことができるものとする。
- 府は、施設設置者及び土地所有者等に対し以下の義務を履行していないときは、勧告することができる。
 - ・ 産業廃棄物管理責任者未設置
 - ・ 産業廃棄物保管施設無届、管理記録台帳未整備及び掲示義務違反
 - ・ 土地所有者等の被害拡大防止策の不履行
 - ・ 施設整備に関する配慮事項についての責務不履行

3 行政処分の公表について

- 府は、廃棄物処理法や当条例に基づく許可取消や事業停止命令などの行政処分、又は当条例に基づく勧告に従わないときは、速やかにこれを公表するものとする。

4 罰則について

- 不適正処理の防止に向け、
 - ①産業廃棄物保管施設に対する無届の場合
 - ②搬入一時停止命令違反の場合
 - ③土地所有者等の原状回復命令違反（故意又は重大な過失がある場合）の場合
- について、その実効性を確保するために、刑事罰の適用を行うものとする。

《参考資料》

1 府内の廃棄物の状況

(1) 廃棄物の排出状況

○一般廃棄物（ごみ）

①排出量：平成 2 年度から、ほぼ横ばいで推移

平成 2 年度 約 444 万トン ⇒ 平成 12 年度 約 435 万トン

②一人一日当たりの排出量：全国平均よりも 220 g 多い。（平成 11 年度）

・大阪府域：1,334 g（平成 11 年度）

・全国平均：1,114 g（平成 11 年度）

③ごみのポイ捨てなどによって、大阪の美観が大きく損なわれている。

○産業廃棄物

①排出量：昭和 62 年度、平成 7 年度と比較すると減少傾向にある。

・昭和 62 年度：約 2,005 万トン

・平成 7 年度：約 1,823 万トン

・平成 12 年度：約 1,768 万トン

※なお、今後、住宅・社会資本の更新に伴う建設廃棄物の増加等により、排出量の増大が予測される。

(2) 不法投棄等の不適正処理に関する状況

○件数（苦情件数）：依然として増加傾向にあり、平成 13 年度は、平成 8 年度の約 2 倍の 411 件

H8	H9	H10	H11	H12	H13
214	217	259	400	434	411

○不適正処理に対する主な取り組み

①代執行等による撤去事例

ア. 泉佐野市において硫酸ピッチなどの特別管理産業廃棄物を無許可業者が保管し、流出した事案

⇒ 平成10年5月に、大阪府が行政代執行によりドラム缶に保管

イ. 富田林市甘南備地区において約3万3千m³の産業廃棄物を許可業者が野積みした事案

⇒ 平成12年10月に業許可を取り消し、排出事業者の協力で一部を撤去。残る廃棄物は、大阪府が行政代執行で撤去を行った。

ウ. 貝塚市馬場において約8千5百m³の産業廃棄物を無許可業者が野積みした事案

⇒ 平成13年12月に排出事業者50社に対して撤去に係る措置命令を行い、本年1月から撤去作業が進められている。

②勧告・命令、業許可取消・停止件数

	H9	H10	H11	H12	H13
勧告・命令	6	15	23	20	60
取消・停止	2	1	3	8	19

③不適正処理防止対策

- 「産業廃棄物不適正処理防止推進強化月間」(11月)における、街頭啓発活動や国・他府県等と連携した監視パトロール等の実施
- 四半期毎の集中監視パトロールの実施
- 大阪府産業廃棄物不適正処理対策会議の設置・運営
- 不法投棄等監視連絡員による巡回
- 不法投棄撲滅事業の実施
- 産業廃棄物管理票(マニフェスト)制度普及指導事業の実施

(3) 資源循環の促進に関する状況

○リサイクル（再生利用）率

①一般廃棄物（ごみ）

全国平均を 5.7 ポイント下回っている。（平成 11 年度）

- ・大阪府域： 7.4%（平成 11 年度）
- ・全国平均： 13.1%（平成 11 年度）

②産業廃棄物

全国平均を 16 ポイント下回っている。（なお、比較の年度が異なる）

- ・大阪府域： 26%（平成 12 年度）
- ・全国平均： 42%（平成 10 年度）

○大阪府の主な取り組み

①啓発の取組み状況

- ・「豊かな環境づくり大阪府民会議」によるマイバック持参運動等 7 つの共通行動の促進
- ・「大阪府廃棄物減量化・リサイクル推進会議」による NO ! 包装キャンペーンの実施、エコショップ制度の普及、リサイクルフェアの開催等

②グリーン購入推進のための取組み

- ・「大阪府グリーン調達方針」に基づくグリーン購入の率先実行
- ・「豊かな環境づくり大阪府民会議」による「グリーン購入キャンペーングリーン」の開催
- ・ISO14001認証取得企業や自治体等により設立した「大阪グリーン産業創造ネットワーク」を活用したグリーン購入の促進

《参考資料》

2 府民意見募集の結果

大阪府環境審議会循環型社会形成に向けた条例検討部会において、「循環型社会形成に向けた条例の基本的考え方」の検討を進めるにあたり、審議の参考とするため、平成14年6月11日から8月9日までに府のホームページや関係団体への意見照会などにより、循環型社会形成に向けた府民意見の募集を行った。

意見募集の内容としては、(1)資源の循環(ゴミの減量化・リサイクル等)を進めるため、どのようなことについて重点をおいて取り組むべきだと思いますか。(2)廃棄物の不法投棄を防止するためにはどうすればよいと思いますか。の2点について意見募集を行った。その結果、301件のご意見をいただき、概要は次に記載のとおりである。

【主な意見の内容】

(1) 資源の循環(ゴミの減量化・リサイクル等)を進めるための取り組み

① リサイクル事業者への支援

- ・ 再生資源業者に対する位置付け、指導、育成、支援等について、条例の項目に盛り込むべき。
- ・ リサイクル事業者への補助やリサイクル製品のPRなどを行い、リサイクル製品を安価に提供できるようにすべき。
- ・ リサイクル事業者の育成を推進すべき。
- ・ 大阪は、ものづくりの街なので産業育成を進めるべき。
- ・ リサイクル事業が利益を生むようなシステムをつくるべき。

② 教育・学習の充実

- ・ 循環型社会の実現には府民の意識改革が必要であり、すべてに対してその必要性の教育を徹底していくべき。
- ・ リサイクルは日常生活上、当然のこととして意識付けしていくことが重要であり、そのためには、子供に対する教育が何よりも肝心であるが、現状の府民意識を見れば、むしろ成人に対する教育が問題ではないか。
- ・ 廃棄物問題は、他人事でなく我々の問題と捉えるために教育を充実すべき。
- ・ 学校給食の残飯を堆肥化して、野菜を作り、それを給食に使うなどして、子どもに目に見えるリサイクルを経験させるなど、子どもに対する教育を充実すべき。

③ 拡大生産者責任の導入など事業者への措置

- ・消費者に呼びかける前に、製造(販売)段階で環境負荷のある製品を市場に出さないようにすべき。
- ・リサイクル製品や修理費用を安価にするよう事業者に指導すべき。
- ・長寿命製品の製造を事業者に指導すべき。
- ・事業者に具体的な廃棄物減量の目標数値を提示させ、実施させるべき。
- ・家電量販店に乾電池の回収箱を設置すべき。

④ 情報提供など広報啓発活動の充実

- ・各種の情報を提供し、府民がルールを守れるよう啓発を充実すべき。
- ・リサイクル運動の啓発を徹底すべき。
- ・ISO 取得企業等を支援し、企業名を府民に情報提供すべき。
- ・ゴミの減量化などの啓発活動を充実すべき。
- ・グリーンコンシューマの育成及び啓発活動を充実すべき。
- ・グリーン購入の意義と重要性に関する広報啓発活動を充実すべき。
- ・コンビニエンスストアなどにポイ捨て帽子のポスターを配布し、啓発に努めるべき。

⑤ 分別収集の充実徹底

- ・分別収集品目をもっと増やすべき。
- ・事業所の分別排出を徹底すべき。
- ・市町村の分別収集品目を府下で統一すべき。
- ・分別収集の徹底を図るため、地域(自治会)等を通じて取り組みを進めるべき。
- ・ゴミの分別が重要であり、事業者は分別しやすい製品をつくり、府民は分別を徹底し、行政はそれが自然な社会となるよう誘導していくべき。

⑥ ごみ有料化、課税、デポジット制など経済的手法の導入

- ・税の導入は、自治体間の経済競争力の影響から国レベルで考えるべき。
- ・デポジット制を導入し、買い物袋の持参や簡易包装を指導すべき。
- ・ごみの有料化は、不法投棄の増加を招くのではないか。

⑦ 一人ひとりがリユース、リデュース、リサイクルを実践

- ・詰め替え商品の選択や余分な物を買わないことなど、各自ができるところから無理せず努力することが大切である。
- ・消費者は、少し不便となっても我慢が必要である。

⑧ ごみ減量化の徹底

- ・ リサイクルより、ごみの減量を徹底すべき。
- ・ 家庭ごみの大部分を占める包装ごみを減らすべき。

⑨ フリーマーケットの充実

- ・ 府営公園などを定期的にフリーマーケット場として提供し、リユースの促進を図るべき。
- ・ 気軽に参加できるフリーマーケットを多く企画すべき。

⑩ リサイクル製品の表示

- ・ リサイクル製品の表示を充実すべき。

⑪ 自主的活動への支援

- ・ 環境 NGO への支援を強化すべき。

⑫ 率先行動

- ・ 行政は、エコ製品の率先購入を徹底すべき。

(2) 廃棄物の不法投棄の防止のための取り組み

① ポイ捨てに対する罰則

- ・ タバコのポイ捨てに罰金をかけるなど厳しい条例とすべき。
- ・ 車からのポイ捨てを取り締まるべき。
- ・ シンガポールのようにポイ捨てに高額の罰金を科し、順法精神を植えつけるべき。
- ・ 取り締まりや罰則だけでは形だけとなってしまうので、循環型社会という理念を考え直し色々な方策を打ち出すべき。

② 不適正処理に対する罰則

- ・ 廃棄物の引き取り価格を安値にして、罰則を厳しくすべき。
- ・ 悪質な不法投棄には、禁固刑など厳しい罰則に加え、法人の解散などの指導を行うべき。

③ 不法投棄の取り締まりの徹底

- ・ 廃棄物の意識が高まる中でも違反者が多いので、厳しい取り締まりを行うべき。
- ・ 監視体制など組織の強化を図るべき。
- ・ 監視を充実し、放置自動車の対策を徹底すべき。

④ 処分の公表などの措置

- ・ 不法投棄した業者を公表し、府の指名の停止や美化運動への参加を義務付けるべき。
- ・ 不法投棄した業者だけでなく、元請業者にも府の指名を停止するなどの応分のペナルティーを課すべき。

⑤ 清掃活動の促進

- ・ ポイ捨てしにくいうように、散乱ごみのないきれいな街にすべき。
- ・ 気軽に参加できる清掃活動を多く企画すべき。
- ・ 環境美化も住民の善意に期待せず、民間企業やシルバー産業に積極的に依頼して行政の負担を軽くすべき。

⑥ 廃棄物処理業者への支援

- ・ 適正処理を行っている収集、処分業者を紹介したり、斡旋したりするなど支援すべき。
- ・ 適正処理を推進するため、建設業者、産業廃棄物処理業者等の格付けを行い、公表すべき。

⑦ モラルの向上

- ・ 一人ひとりのモラルの向上を図るべき。

⑧ 適正処理の推進

- ・ 不法投棄しにくい環境にするために、個人ができるることを自主的に行うことに加え、行政が監視体制を整備し、事業者の自主基準づくりの支援や啓発活動を充実すべき。
- ・ 処分に係る標準的な費用、罰則も含めてガイドラインを作成し、啓発活動を活発に行い、意識の高揚を図るべき。

⑨ 許可の規制緩和

- ・ 不法投棄を防止するには、廃棄物処理施設の設置促進が重要であり、そのためには許可の規制緩和をすべき。

⑩ 公的処分場の整備

- ・ 公的処分場を整備すべき。

(3) その他の意見

- ① 再生資源業者の真の声が反映できるよう、産業廃棄物処理業者代表の委員だけでなく、リサイクル専門業者の代表も審議会委員に選任すべき。
- ② 実効性のある条例をつくり、知事が先頭に立てば府民は協力する。
- ③ 条例を制定し、府民の機運を盛り上げていくべき。
- ④ 事業者への指導を行い、定着した上で、消費者に広げていく手法とすべき。
- ⑤ 学校、企業、地域、警察など連携して取り組みを進めが必要である。
- ⑥ 循環型社会形成を進めるには、経済成長を助長するような施策の見直しが必要である。
- ⑦ 循環型社会の形成にあたり、条例では企業、公的施設、団体に対する努力義務規定やそれに違反したときの行政処分の規定を中心としたものとすべき。
- ⑧ 府が率先してリサイクルに取り組み、啓蒙し、時には厳しい罰則を科すなど本気で取り組んでいく姿勢を見せるべき。
- ⑨ 循環に要するエネルギーや費用なども考慮する必要がある。
- ⑩ 罰則、費用回収の徴収など発生者責任を明確にすべき。
- ⑪ 緑地や公園などの整備により不法投棄物、場所の撲滅を図る。
- ⑫ 施設設置を促進するため、「エコエリア構想」を推進すべき。
- ⑬ 一般廃棄物の排出量の半分を占める事業系一般廃棄物を産業廃棄物並みの扱いとし、排出事業者責任を強化すべき。

《参考》

1 審議経過

開催日	審議事項
第1回 平成14年5月30日	・循環型社会形成に向けた「大阪環境都市条例（仮称）」の基本的な考え方の検討事項について ①条例の基本的な考え方の策定スケジュールについて ②府域における現状と課題について ③関係法令と関係条例の体系について ④条例の理念、目的などについて ⑤府民への意見募集について
第2回 平成14年6月28日	・条例の規定内容について ①府、事業者、府民等の責務、役割分担 ②廃棄物等の発生抑制 ③資源の有効な利用の推進 ④産業廃棄物の不適正処理の未然防止 ⑤紛争の予防と調整 ⑥情報公開 ⑦適正処理の推進 ⑧地域の環境美化 ・循環型社会形成に向けた府民意見の募集について
第3回 平成14年7月29日	・「循環型社会推進条例（仮称）」の制定に向けての基本的な考え方（案）
第4回 平成14年9月13日	・部会報告（素案）について
第5回 平成14年11月8日	・部会報告（案）について

2 循環型社会形成に向けた条例検討部会委員名簿[五十音順・敬称略]

(審議会委員)

◎池田 敏雄 (関西大学教授)

○寺島 泰 (大阪産業大学教授)

西口 徹 (弁護士)

(専門委員)

岡 靖敏 (地球環境N G O ネットワーク関西運営委員代表)

角田 禮子 (関西消費者連合会会长)

黒川 哲志 (帝塚山大学助教授)

田中 正敏 (社団法人 大阪府産業廃棄物協会副会長)

中野 加都子 (神戸山手大学助教授)

藤野 耕一 (社団法人 大阪工業会環境推進小委員会委員長)

(注) ◎は部会長、○は部会長代理である。